



別表第二十三の二の二教育職給料表(三)降格時号給対応表中

73
74
75
76
78
80
82
84
87
90
93
96
101
106

111
116
119
122

を

74
76
78
80
81
82
83
84
87
90
93
96
102
108
114
120
122
124

に改める。

別表第二十三の二のホ研究職給料表降格時号給対応表中

69
70
71
72
74
76
78

を

70
72
74
76
77
78

79
----

に、

102
104
106
108
112
116
120

を

103
106
109
112
115
118
121

に、

95
98
101
106
111
116

を

96
100
105
110
115
120

に

改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この人事委員会規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

第三条 この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前条の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第四条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十七年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中第三号及び第四号を削り、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 給与条例 職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）をいう。
- 二 市町立学校職員条例 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号）をいう。

附則第四条第一項中「平成二十八年改正条例」を「平成二十八年第九号改正条例」に、

「平成二十八年市町立学校職員改正条例」を「平成二十八年第二十七号市町立学校職員改正条例」に改め、同項第四号イ中「改正前の給与条例」を「改正条例第二条の規定による改正前の給与条例（次号において「改正前の給与条例」という。）」に、「改正前の市町立学校職員条例」を「市町立学校職員改正条例第一条の規定による改正前の市町立学校職員条例（次号において「改正前の市町立学校職員条例」という。）」に改める。

附則第四条第二項及び附則第五条第一項中「平成二十八年改正条例」を「平成二十八年第九号改正条例」に、「平成二十八年市町立学校職員改正条例」を「平成二十八年第二十七号市町立学校職員改正条例」に改める。

第五条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中第三号及び第四号を削り、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 給与条例 職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）をいう。

二 市町立学校職員条例 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号）をいう。

附則第十一条第一項第四号イ中「改正前の給与条例」を「改正条例第二条の規定による改正前の給与条例」に改める。

（給料の特例）

第六条 平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十七年広島県人事委員会規則第二号）附則第四条第一項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年広島県条例第五十八号）附則第三条第二項若しくは第三項又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年広島県条例第五十九号）附則第三条第二項若しくは第三項の規定による給料については、同規則附則第四条又は第五条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

第七条 平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第十号）附則第十一条第一項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第九号）附則第五条第二項若しくは第三項又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第二十七号）附則第三条第二項若しくは第三項の規定による給料については、同規則附則第十一条又は第十二条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。